

**改正**

平成8年7月23日規則第56号

平成9年4月1日規則第16号

平成10年4月30日規則第30号の2の2

平成12年3月31日規則第57号の13

平成14年3月27日規則第18号

平成17年8月16日規則第76号

平成19年10月16日規則第41号

平成21年3月24日規則第18号

令和2年3月31日規則第28号

長崎県特定公共賃貸住宅条例施行規則をここに公布する。

長崎県特定公共賃貸住宅条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、長崎県特定公共賃貸住宅条例（平成7年長崎県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の基準)

**第2条** 条例第6条に規定する知事が定める基準は、所得が入居の申込みをした日において15万8,000円以上48万7,000円以下であることとする。ただし、その所得が15万8,000円に満たないものであって当該所得の上昇が見込まれるものについては、この限りでない。

(入居申込書)

**第3条** 条例第7条第1項の規定により特定公共賃貸住宅（以下「住宅」という。）の入居の申込みをしようとする者は、特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 所得を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(入居決定通知)

**第4条** 条例第7条第2項の規定による通知は、様式第2号による。

(選定の方法)

**第5条** 条例第8条及び第9条の規定による入居者の選定は、公開抽選により行う。

(入居補欠通知書等)

**第6条** 知事は、条例第10条第1項の規定により入居補欠者を決定したときは、その旨を特定公共賃貸住宅入居補欠通知書(様式第3号)により当該申込者に通知する。

2 知事は、条例第10条第2項の規定により入居補欠者のうちから入居者を決定したときは、特定公共賃貸住宅入居決定通知書を当該申込者に交付する。

(請書)

**第7条** 条例第11条第1項第1号に規定する請書は、様式第4号による。

2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑証明書及び所得金額を証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(連帯保証人)

**第8条** 条例第11条第1項第1号に規定する連帯保証人は、入居決定者の親族1人とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(連帯保証人の変更及び異動の届出)

**第9条** 入居者が、請書を提出した後、当該入居者に係る連帯保証人の死亡又は辞任の申出等により連帯保証人を変更しようとするときは、事由発生の日から10日以内に新たに連帯保証人となる者を定め、連帯保証人変更(異動)届(様式第5号)に請書を添えて知事に提出しなければならない。

2 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に異動を生じたときは、速やかに連帯保証人変更(異動)届を知事に提出しなければならない。

(家賃の変更通知)

**第10条** 知事は、条例第12条第2項の規定により家賃を変更しようとするときは、特定公共賃貸住宅家賃変更通知書(様式第6号)により入居者に通知する。

(家賃の減額期間)

**第11条** 知事は、条例第14条の規定により家賃を減額するときは、減額期間を定めるものとする。

2 前項の減額期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 条例第14条の規定による家賃の減額を受けている入居者以外の入居者に対して家賃を減額する場合 家賃を減額する日から同日以後最初の10月1日(以下「基準日」という。)の前日

までの期間

(2) 条例第14条の規定による家賃の減額を受けている入居者に対して引き続き家賃を減額する場合 基準日から翌年の9月30日までの期間

(入居者負担額の決定方法等)

**第12条** 条例第15条第2項の規則で定める入居者負担額の決定方法（第2項及び第3項に規定する方法を除く。）は、次のとおりとする。ただし、入居者負担額は、当該住宅の家賃を上回らないものとする。

(1) 当初入居者負担額は、次に掲げる入居者の所得の区分（以下単に「所得の区分」という。）に応じて、知事が定める。

ア 18万6,000円以下

イ 18万6,000円を超え21万4,000円以下

ウ 21万4,000円を超え25万9,000円以下

エ 25万9,000円を超え35万円以下

オ 35万円を超え48万7,000円以下

(2) 当初入居者負担額の適用期間は、管理開始日から同日以後最初の基準日の前日までの期間及び基準日から1年間とする。ただし、管理開始日が基準日となる場合の適用期間は、基準日から1年間とする。

(3) 基準日から1年を経過した日以後の入居者負担額は、当初入居者負担額に基準日からの経過年数を指数とする1.035のべき乗を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前条に規定する各減額期間において、入居者の所得が直前の減額期間の入居者負担額の決定に係る所得の区分から他の所得の区分に移行する場合の入居者負担額は、移行後の所得の区分に基づき前項の規定の例により決定するものとする。ただし、所得が増加し、前項第1号アからエに掲げる所得の区分が移行した入居者に係る入居者負担額の算定方法は、所得の区分の移行前に入居者負担額と所得の区分の移行後の入居者負担額の差額に、所得の区分の移行が生じた日（以下「所得移行日」という。）から1年間にあつては4分の3を、所得移行日から1年を経過した日から1年間にあつては2分の1を、所得移行日から2年を経過した日から1年間にあつては4分の1をそれぞれ乗じた額を、所得の区分の移行後の入居者負担額から減じたものを入居者負担額とするものとする。

3 基準日から1年間を経過した日以降の入居者の所得が、第1項第1号ウの上限を超える場合に

については、条例第14条第1項に規定する家賃の減額を行わないものとする。ただし、家賃の額が直前の減額期間の入居者負担額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、当該直前の減額期間を経過した日から1年間、当該直前の減額期間の入居者負担額に1.2を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を入居者負担額として、家賃の減額を行うものとする。

（家賃減額申請書）

**第13条** 条例第16条第1項の規定により家賃の減額を申請しようとする入居者は、毎年6月30日までに特定公共賃貸住宅家賃減額申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 新たに入居しようとする者にあつては、第3条第1項に規定する特定公共賃貸住宅入居申込書を家賃減額申請書とみなす。

（入居者負担額通知書）

**第14条** 条例第16条第3項の規定による通知は、毎年9月30日までに特定公共賃貸住宅入居者負担額通知書（様式第8号）により行うものとする。

（敷金の還付）

**第15条** 入居者が住宅を立ち退き、敷金の還付を受けようとする場合において、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定による還付請求書を提出できないときは、敷金還付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、入居者が住宅を立ち退いた場合において、条例第18条第2項の規定に基づき、未納の家賃、割増賃料及び損害賠償金を敷金から控除したときは、敷金控除明細書（様式第10号）を添えて、残金を還付するものとする。

（入居者の異動届）

**第16条** 入居者は、勤務先若しくは勤務場所に異動を生じたとき、又は同居の親族に異動があったときは、速やかに特定公共賃貸住宅入居者異動届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（一時不使用届）

**第17条** 条例第23条の規定による届出は、住宅を使用しなくなる日の前日までに特定公共賃貸住宅一時不使用届（様式第12号）により行うものとする。

（一部貸付承認申請）

**第18条** 条例第24条ただし書の規定により住宅の一部を他の者に貸そうとする入居者は、特定公共賃貸住宅一部貸付承認申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは、特定公共賃貸住宅一部貸付承認書（様式第14号）を当

該申請者に交付する。

(住宅の併用承認申請)

**第19条** 条例第25条ただし書の規定により住宅の一部を居住以外の用途に使用しようとする入居者は、特定公共賃貸住宅併用承認申請書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは、特定公共賃貸住宅併用承認書(様式第16号)を当該申請者に交付する。

(住宅の模様替え及び増築承認申請)

**第20条** 条例第26条第1項ただし書の規定により住宅を模様替えし、又は増築しようとする入居者は、特定公共賃貸住宅模様替(増築)承認申請書(様式第17号)に設計図及び仕様書各2通を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは、特定公共賃貸住宅模様替(増築)承認書(様式第18号)を当該申請者に交付する。

3 前項の場合において、申請者は、工事完了後7日以内に、模様替(増築)しゅん工届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

(同居承認申請)

**第21条** 条例第27条の規定により同居の承認を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(様式第20号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは、特定公共賃貸住宅同居承認書(様式第21号)を当該申請者に交付する。

(承継入居承認申請)

**第22条** 条例第28条の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、速やかに特定公共賃貸住宅承継入居承認申請書(様式第22号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を承認したときは、特定公共賃貸住宅承継入居承認書(様式第23号)を当該申請者に交付する。

3 前項の承認を得た者は、第7条及び第8条の規定に準じて請書を提出しなければならない。

(退去届)

**第23条** 入居者が住宅を立ち退こうとするときは、特定公共賃貸住宅退去届(様式第24号)を知事に提出しなければならない。

(明渡請求書)

**第24条** 条例第30条第1項の規定による住宅の明渡しの請求は、特定公共賃貸住宅明渡請求書(様

式第25号) により行うものとする。

(駐車場の管理)

**第24条の2** 条例第30条の2の規定による駐車場の管理については、長崎県営住宅条例施行規則(平成9年長崎県規則第30号)第5章の規定の例による。

(立入検査証)

**第25条** 条例第31条第3項に規定する身分を示す証票は、様式第26号による。

(指定申請)

**第26条** 条例第34条第1号に規定する事業計画書は、住宅に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 住宅の管理方針に関する事項
- (2) 住宅の管理の内容に関する事項
- (3) 収支計画に関する事項
- (4) 組織及び人員に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 条例第34条第2号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方針を定めた書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 団体の概要に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

#### 附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則** (平成8年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成9年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年規則第30号の2の2)

- 1 この規則は、平成10年4月30日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に最初の入居者の募集を行った住宅の当初入居者負担額については、改正後の第12条第1項第1号の規定にかかわらず、改正前の第12条第1項第1号に規定する所得の

区分によるものとし、当該住宅の基準日から1年を経過した日以後の入居者負担額については、改正後の第12条第1項第3号中「の経過年数を指数とする1.035」とあるのは「平成9年度の同日までの経過年数を指数とする1.05のべき乗及び平成9年度の同日からの経過年数を指数とする1.035」と読み替えて適用する。

**附 則**（平成12年規則第57号の13）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年規則第18号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定は、施行日以後に請書を提出する入居決定者及び承継入居者について適用する。

様式第1号（第3条関係）

（表）  
特定公共賃貸住宅入居申込書

年 月 日

長崎県知事 様							入居希望回地	
下記のとおり特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。 申込書に虚偽の記載があるとき、入居者及び同居者が暴力団員であるとき等入居者資格がないことが判明した場合は、入居を無効とされても異議を申しません。 また、入居者資格について関係部署に照会することについて同意します。								
現住所 フリガナ 氏名				電話連絡先 自宅 勤務先			申込番号	※
							抽選結果（補欠順位）	※
同居親族	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	職業（勤務先）	勤務先のTEL	過去1年間の収入
	本人							
別居扶養親族								所得計①

控除額の計算	控除の種類	控除額（円/人）	該当者数（人）	控除金額（円）
	扶養（同居）控除			
	扶養（遠隔地）控除			
	特定扶養控除			
	老人扶養控除			
	障害者控除			
	特定障害者控除			
	寡婦・寡夫控除			
	控除額合計②			

所得の区分	ア、186,000円以下 イ、186,000円を超え214,000円以下 ウ、214,000円を超え259,000円以下 エ、259,000円を超え350,000円以下 オ、350,000円を超え487,000円以下
-------	---

(裏)

特定公共賃貸住宅申込の理由	該当事項について、その事項に○印をつけ、右欄にも所要事項を記載してください。		
1 住宅以外の建物又は場所に居住している。	倉庫、事務所、納屋、その他		
2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。	老朽住宅、仮設住宅、その他		
3 他の世帯と同居して生活し著しく不便である。現在の住宅の規模・間取りと世帯員との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある。  (借家・間借・下宿・寮・その他 )	便所専用 共用	炊事専用 共用	水道専用 共用
	風呂専用 共用	住宅の 出入口 共用	専用 室、畳 帖
4 同居しようとする親族があるが分散して生活している。 (婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係にあるもの)	別居親族とその別居先		
5 正当な立退要求を受けているが立退先がない。	立退期限	都市計画、区画整理、家主の使用 年 月まで その他 ( )	
6 勤務先から著しく遠隔地に居住している。	通勤時間	片道	徒歩 バス その他乗物 分
7 毎月の収入に比較して現在の家賃は著しく過重である。	家賃	円	権利金等 円
8 婚約が成立しているが住宅がないため結婚がのびている。	婚約成立 挙式予定	年 月 日 年 月 日	
9 その他特殊事情(簡略に記入のこと。)			

現在の住宅の状況をお聞かせください。		該当する記号に○印をつけ、又は所要事項を記入してください。	
問1 住宅の種類		問3 住宅の間取り・畳数	
(ア) 民間借家	1戸建・長屋建・ アパート	DK	室 畳
(イ) 公営住宅	県・市町村・公団・公社・雇用促進等	LDK	室 畳
(ウ) 社宅・官舎		和室	室 畳
(エ) 親族の家に同居		洋室	室 畳
(オ) その他		問4 1カ月の家賃	
問2 住宅の構造		問5 家賃の支払状況	
(ア) 木造		(ア) 未納がある	
(イ) 鉄筋コンクリート		(イ) 未納がない	
(ウ) その他		問6 国・県・市町村税の支払状況	
		(ア) 未納がある	
		(イ) 未納がない	
車の所有の有無	自家用、営業用、その他	車 種	普通 軽

## ◎ 申込書記入等の注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 申込資格及び提出書類等については「特定公共賃貸住宅募集のしおり」をお読みください。



(No.     )

特定公共賃貸住宅入居補欠通知書

あなたを、長崎県特定公共賃貸住宅条例第10条の規定に基づく「入居補欠者」と決定したので通知します。

なお、あなたの入居順位は下記のとおりです。

記

入居順位

番

※ 入居決定者が特定公共賃貸住宅に入居しないときは、入居順位に従い入居者として決定します。

年   月   日

長崎県知事

印

様

様式第4号（第7条関係）

（表）

請 書

長崎県知事 様

裏面記載の住宅に入居するにあたり、特定公共賃貸住宅条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示及び入居条件を下記同居者とともに堅く守ります。

入居名義人及び下記同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該住宅を明け渡します。

連帯保証人は、名義人と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

名 義 人	フリガナ 氏 名・生年月日	◎ 年 月 日生		
	現 住 所	市 町 郡	町 番地	
	勤 務 先	名称 所在地	電話 ( ) 平均月収	番 円
同 居 者	フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先又は職業 (電話) 平均月収
			年 月 日	電話 ( ) 円
			年 月 日	電話 ( ) 円
			年 月 日	電話 ( ) 円
			年 月 日	電話 ( ) 円

注 入居者の遵守事項（次のことに特に注意してください。）

- (1) 毎月定められた期限内に必ず家賃を納入すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 入居の際に同居を認められた親族以外の親族を同居させたいときは、承認を受けること。
- (4) 名義人が退去又は死亡した場合、同居の親族が引続き入居するときは、30日以内に承継入居の承認を受けること。
- (5) 他の者に無断で貸さないこと。

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名・生年月日	実印	年 月 日生
	現 住 所 (電話)	市 町(村) 郡	番地 電話 ( ) 番
	勤 務 先・職 業 (電話)	名称 所在地	電話 ( ) 番
	本 人 と の 続 柄		
	民法第465条の2に規定する連帯 保証債務の限度額(極度額)	下記当初決定家賃額の24月分とする。 (ただし連帯保証人変更時においては請書提出時家賃額の24月分とする。)	

連帯保証人の遵守事項(連帯保証人になるにあたり、次のことに特に注意してください。)

- 1 入居者が家賃を滞納した場合は、当該入居者に対し支払いの指導を行うとともに、県から請求があったときは、自ら支払うこと。
- 2 入居者が何ら手続をとることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき県に協力すること。

入 居 可 能 日	敷 金	当 初 決 定 家 賃 額 (請書提出時家賃額)
年 月 日	円	( 円 円)
構 造 規 模	鉄筋コンクリート 木	陸屋根 造 階建 平屋 床面積1階 当たり ㎡
住 宅 情 報	県営住宅 団地	棟 第 号室 床面積 ㎡

- 注 1 本請書の記載事項は全て記入し、連帯保証人には特に説明をし、かつ、連絡を密にし、内容をよく心得てもらうこと。
- 2 連帯保証人は1人とし、原則として親族とする。
  - 3 入居後、自宅の電話番号または名義人の携帯電話番号を報告すること。

様式第5号（第9条関係）

連帯保証人変更（異動）届

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
届 出 者 ㊟

下記のとおり連帯保証人を変更（異動）したので、お届けします。

記

異 動 事 項	旧	新
氏 名		
現 住 所		
勤 務 先		
変 更（異 動） 理 由		

- 1 連帯保証人を変更した場合には、請書及び印鑑証明書を添付すること。
- 2 氏名に異動があった場合には、印鑑証明書を添付すること。
- 3 勤務先に異動があった場合には、新しい勤務先の給与証明書を添付すること。

特定公共賃貸住宅家賃変更通知書

年 月 日

住 所 特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
氏 名 様

長崎県知事 印

長崎県特定公共賃貸住宅条例第12条第2項の規定により、あなたが現在入居している特定公共賃貸住宅の家賃を、下記のとおり変更するので通知します。

記

- 1 建設年度
- 2 構造及び間取り  
造 階建
- 3 家賃月額

変更前家賃月額	円
変更後家賃月額	円

- 4 変更後家賃の適用  
年 月分から

様式第7号（第13条関係）

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
申請者 ㊦

長崎県特定公共賃貸住宅条例第16条第1項の規定に基づき、特定公共賃貸住宅家賃の減額を申請します。

収入計算書

同居親族 (同居しようとする親族を含む。)	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	職業 (勤務先)	特定扶養・老人・(特定)障害者・老年者・寡婦(夫)の別	所得 (円)	備考 (1月以降) 就職等
		本人	・ ・ ( 歳)				
			・ ・ ( 歳)				
			・ ・ ( 歳)				
			・ ・ ( 歳)				
			・ ・ ( 歳)				
					所得合計①		
別居扶養親族			・ ・ ( 歳)			住所	
			・ ・ ( 歳)				

控除の種類	控除額(円/人)	該当者数(人)	控除金額(円)
扶養(同居)控除			
扶養(遠隔地)控除			
特定扶養控除			
老人扶養控除			
障害者控除			
特定障害者控除			
老年者控除			
寡婦、寡夫控除			
控除額合計②			
世帯収入認定額 = (① - ②) ÷ 12ヶ月			

所得の区分	ア、186,000円以下 イ、186,000円を超え214,000円以下 ウ、214,000円を超え259,000円以下 エ、259,000円を超え350,000円以下 オ、350,000円を超え487,000円以下
-------	--

添付書類

- ① 収入を証明する書類 本人及び同居親族等のうち所得のある者全員のもの
- ② 住民票 入居者全員及び別居扶養親族全員のもの
- ③ 障害者・特別障害者控除を受けようとする場合は、それを証する障害者手帳の写等

様式第8号（第14条関係）

特定公共賃貸住宅入居者負担額決定通知書

年 月 日

住所 氏名 特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号 様

長崎県知事 印

さきに提出された家賃減額申請に基づき、あなたの入居者負担額を、下記のとおり決定したので通知します。

記

入居者負担額	円
--------	---

年間所得額 (A)	扶養親族等 除額 (B)	特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する 法での収入金額 $C = (A - B) \div 12$	所得の区分
円	円	円	186,000円以下 186,000円～214,000円 214,000円～259,000円 259,000円～350,000円 350,000円～487,000円
家賃月額 (S)	家賃減額 (R)	入居者負担額 (S - R)	
円	円	円	

様式第9号（第15条関係）

敷金還付請求書

一金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、住宅入居の際、納付した  
特定公共賃貸住宅入居敷金

(住宅名) 特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
(立退き年月日) 年 月 日退去

上記のとおり、住宅を立ち退きましたので敷金の払戻しを請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

振込先口座 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店 \_\_\_\_\_

普・当・口座番号 \_\_\_\_\_

名 義 人 \_\_\_\_\_

様式第10号（第15条関係）

敷金控除明細書

様

長崎県知事

印

あなたが納付していた敷金を、下記明細書のとおり控除しましたので通知します。

記

内 訳

事 項 名	金 額	備 考
敷 金 額	円	
未 納 の 家 賃	円	
損 害 賠 償 金	円	
控 除 額 計	円	

様式第11号（第16条関係）

特定公共賃貸住宅入居者異動届

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
届 出 者 ㊦

下記のとおり入居者に異動がありましたので、お届けします。

記

異動区分	転出	出生	死亡	婚姻
異動年月日	年 月 日			
氏 名	続 柄	年 齢	月 収	勤 務 先
理 由				

・ 異動理由を証するにたる証明書を添付すること。

特定公共賃貸住宅一時不使用届

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
届 出 者 ㊟

私は、下記の理由により特定公共賃貸住宅を一時使用いたしませんので、お届けします。

なお、使用しない期間の住宅の保管については、一切の責任を負います。

記

使用しない期間	年 月 日から 年 月 日（ 日間）
理 由	お産、入院、出稼ぎ（季節労働）、長期出張、長期旅行 その他（ ）
入居者及び同居 親族の滞在場所	住 所 （連絡先電話 — — ）
緊急連絡先 （カギ保管場所）	住 所 氏 名 （届出者との関係 ） 電 話 — —

- ・一時使用しない理由の発生したことを証する書面を添付すること。  
（長期出張の場合には勤務先の証明）

様式第13号（第18条関係）

特定公共賃貸住宅一部貸付承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
申 請 者 ㊦

下記のとおり住宅の一部を貸し付けたいので、承認くださるよう申請します。

記

貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで				
理由					
貸付けを受けようとする者の現住所					
一部貸付者	氏名	続柄	年齢	月収	勤務先又は学校名

様式第14号（第18条関係）

特定公共賃貸住宅一部貸付承認書

年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
様

長崎県知事 印

年 月 日付けで申請のあった住宅の一部貸付については、下記のとおり承認する。

記

1 一部貸付者

氏 名	生 年 月 日	現入居者との続柄	勤務先又は学校名

2 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 一部貸付者は、現入居者の退去の際は同時に退去することとし、入居承継は認めない。

様式第15号（第19条関係）

特定公共賃貸住宅併用承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
申 請 者 ㊦

下記のとおり住宅の一部を併用したいので、承認くださるよう申請します。

記

用 途	
現 使 用 住 宅	造 建 階 間 ( 帖 帖 帖 )
一部併用する部分 (略図を添付すること。)	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

様式第16号（第19条関係）

特定公共賃貸住宅併用承認書

年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで申請のあった住宅の一部併用については、承認する。

様式第17号（第20条関係）

特定公共賃貸住宅模様替（増築）承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
申 請 者 ㊦

下記のとおり住宅の模様替（増築）をしたいので、承認くださるよう別紙設計図及び仕様書を添えて申請します。

記

模様替（増築）の理由及び内容			
増築部分の面積			
使用開始	年 月 日から		
着工年月日	年 月 日 工期 日間		
関係者の承諾	第 号 ㊦	第 号 ㊦	
	第 号 ㊦	第 号 ㊦	
	第 号 ㊦	第 号 ㊦	

（注）関係者の承諾の欄には、増築等の結果、影響がある入居者の承諾が必要です。

様式第18号（第20条関係）

特定公共賃貸住宅模様替（増築）承認書

年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
様

長崎県知事 印

年 月 日付けで申請のあった住宅の模様替（増築）については、下記条件を付して承認する。

記

◎ 条 件

- 1 既設建物の給・排水施設に接触しての施工はしないこと。
- 2 建物（附属設備を含む。）又は工作物等を破損した場合は、直ちに原因者の負担で原形に復旧すること。
- 3 既設建物の採光、換気等に支障がないよう留意すること。
- 4 退去の際又は県が使用する必要が生じた場合は、申請者の費用負担で直ちに撤去し原形に復旧すること。
- 5 火災予防には特に留意すること。
- 6 工事完了後7日以内に、模様替（増築）しゅん工届を知事に提出すること。

様式第19号（第20条関係）

模様替（増築）しゅん工届

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
申 請 者 ㊦

下記のとおり住宅の模様替（増築）についてしゅん工しましたので、お届けします。

記

承認年月日	年 月 日
着工年月日	年 月 日
しゅん工年月日	年 月 日
模様替 増築 の用途及び面積	

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
申 請 者 ㊦

下記のとおり住宅に親族を同居させたいので、承認くださるよう申請します。  
下記の者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確約し、関係部署に照会することについて同意します。

記

理 由					
同居させようとする者の現住所					
同居者	氏 名	続 柄	年 齢	月 収	勤務先又は学校名

様式第21号（第21条関係）

特定公共賃貸住宅同居承認書

年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
様

長崎県知事 印

年 月 日付けで申請のあった親族の同居については、下記条件を付して承認する。

記

長崎県特定公共賃貸住宅条例及び同条例施行規則に基づく指示を堅く守ること。

特定公共賃貸住宅承継入居承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
 被 承 継 人 ㊦  
 申 請 者 ㊦  
 (承 継 人)

下記のとおり、入居の承継をしたいので、承認くださるよう別添証明書を添えて申請します。

なお、申請者及び同居者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確約し、関係部署に照会することについて同意します。

記

承継理由発生年月日				年 月 日		
承継を必要とする理由				1	死 亡	
( )				2	離 婚	
				3	転 出	
被承継人と申請者との続柄						
申請者がこの住宅に入居した年月日				年 月 日		
同 居 親 族	氏 名	年 齢	続 柄	氏 名	年 齢	続 柄
			本 人			

- (注) 1 被承継人と申請者との続柄等を証する書類を添付すること。  
 2 承継が承認された場合は、承継者の請書を提出すること。

様式第23号（第22条関係）

特定公共賃貸住宅承継入居承認書

年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
様

長崎県知事 印

年 月 日付けで申請のあった入居の承継については、下記の条件を付して承認する。

記

長崎県特定公共賃貸住宅条例及び同条例施行規則に基づく指示を堅く守ること。

様式第24号（第23条関係）

特定公共賃貸住宅退去届

年 月 日

長崎県知事 様

特定公共賃貸住宅 団地 棟第 号  
届 出 者 ㊦

下記住宅を 年 月 日退去いたしますので、お届けします。

最終家賃 納入年月日	月 別 未 納 額			左 の 処 置		
年 日 月		月	月	月		
	家 賃					
電気、水道及びガス料金並びに賠償金等の処置			模 様 替 、 増 築 物 の 処 置			
			種 別	面 積	処 置	
転 居 先 (敷金送付先)						

(注) この届は、退去5日前までに提出すること。



8.5センチメートル

第 号

年 月 日交付  
（使用期間一年）

特定公共賃貸住宅立入検査証

所 属  
職 名  
氏 名

年 月 日生

長崎県特定公共賃貸住宅条例第31条の規定に基づき交付する。

年 月 日

長崎県知事

印

長崎県特定公共賃貸住宅条例（抜すい）

（抜すい）

第31条 知事は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定した者に特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している特定公共賃貸住宅に立入るときは、あらかじめ当該特定公共賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当る者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。